別表六の三　令元・十・一以後終了事業年度等分

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

Ⅰ　法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「21」）			1	円
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（別表一の三「4」－別表六（五の二）「5の③」）（マイナスの場合は０）		2	
	当期の恒久的施設帰属所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）	3	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七（一）「4の計」）	4	
		組合等損失額の損金不算入額（別表九（二）「6」）	5	
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「9」）	6	
		計 (3)＋(4)－(5)＋(6)（マイナスの場合は０）	7	
	当期の調整国外所得金額	(40)（マイナスの場合は０）	8	
		(7)　×　90%	9	
		調整国外所得金額（(8)と(9)のうち少ない金額）	10	
	法人税の控除限度額 (2)　×　(10)/(7)		11	
当期に控除できる金額の計算	法第144条の2第1項により控除できる金額（(1)と(11)のうち少ない金額）		12	
	法第144条の2第2項により控除できる金額（別表六（三）「30の②」）		13	
	法第144条の2第3項により控除できる金額（別表六（三）「34の②」）		14	
	当期に控除できる金額 (12)＋(13)＋(14)		15	

区分				国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		16	円	円
	加算	納付した控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「7」）	17		
		交際費等の損金不算入額	18		
		貸倒引当金の戻入額	19		
			20		
			21		
			22		
			23		
			24		
			25		
			26		
		小計	27		
	減算	貸倒引当金の繰入額	28		
			29		
			30		
			31		
			32		
			33		
			34		
			35		
			36		
		小計	37		
	仮計 (16)＋(27)－(37)		38		
	非課税国外所得の金額（38の②）（マイナスの場合は０）		39		
	計 (38)－(39)		40		

Ⅱ　地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額（別表一の三「4」）	44　円 000
法人税の控除限度額 (11)	42			恒久的施設帰属地方法人税額 (44)×(4.4%又は10.3%)－(((別表六（五の二）「5の③」)－(44))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）	45
差引控除対象外国法人税額 (41)－(42)	43		地方法人税控除限度額 (45)×(10)/(7)		46
			外国税額の控除額（(43)と(46)のうち少ない金額）		47